



事 務 連 絡
平 成 2 7 年 1 0 月

関 係 各 位

防衛省防災業務の変更について（送付）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）の施行等に
に伴い、平成27年10月1日付で、防衛省防災業務計画を修正しましたので、
別添のとおり送付いたします。

なお、防衛省ホームページにも掲載しておりますのでお知らせいたします。

【URL：<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/bousai.html>】

<本件連絡先>

防衛省防衛政策局運用政策課 横山瑠里子

電 話：03-3268-3111（代表）（内線：23121）

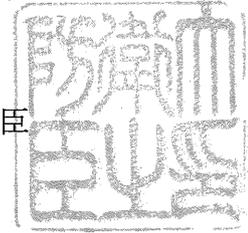
メー ル：yokoyamarur@mod.go.jp



防防運（防）第5号
27.10.1

都道府県知事 殿
指定公共機関の長

防衛大臣



防衛省防災業務計画の修正について（通知）

標記について、別添のとおり修正したので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第2項の規定に基づき通知します。

添付書類：防衛省防災業務計画

防衛省防災業務計画

防 衛 省
27.10.1

目次

第一	総則	
1	計画の目的	1
2	用語の定義	1
3	防災業務実施の方針	2
第二	災害に対する準備措置	
1	情報の収集・連絡	3
2	関係機関との連絡調整	4
3	災害派遣等に係る計画の作成	4
4	防災に関する教育訓練	5
5	防災関係資機材等及び施設の整備、点検	5
6	隊員の態勢	5
第三	災害時における措置	
1	災害派遣等初動の準備	5
2	災害に係る第1次情報等の収集等	6
3	活動態勢の確立	6
4	通信の確保	7
5	予報及び警報の伝達に対する協力	7
6	災害派遣の実施	7
7	災害派遣時等における広報	9
8	災害派遣時に実施する救援活動	9
9	災害派遣時等の権限	10
10	被災地域内の自衛隊病院等における医療活動	10
第四	大規模災害時の措置	
1	内閣、非常本部等に対する輸送協力等	10
2	非常本部等への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等	10
3	大規模災害時の日報	11
4	大規模震災についての特例	11
第五	東海地震における措置	
1	地震防災派遣に関する計画の作成	11
2	地震に関する情報等の収集及び伝達	12
3	東海地震注意情報が発表された場合の措置	12

4	地震災害警戒本部の設置	1 2
5	地震防災派遣の実施	1 2
6	災害派遣の準備	1 3
7	防災応急対策の実施	1 3
8	地震防災派遣時の権限	1 3
9	地震防災に関する教育訓練	1 3
第六	東南海・南海地震における措置	
1	東南海・南海地震の災害派遣に関する計画の作成	1 4
2	東南海・南海地震災害対策本部の設置	1 4
3	災害派遣の実施	1 4
4	東南海・南海地震に対する準備措置	1 5
5	推進地域内に所在する駐屯地等における措置	1 5
6	東南海・南海地震防災に関する教育訓練	1 6
第七	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置	
1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画の作成	1 6
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害対策本部の設置	1 6
3	災害派遣の実施	1 6
4	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する準備措置	1 7
5	推進地域内に所在する駐屯地等における措置	1 7
6	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育訓練	1 8
第八	原子力災害時の措置	
1	原子力災害派遣の実施	1 8
2	原子力災害に係る部隊等の派遣	2 0
3	原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等	2 0
4	原子力艦の原子力災害に係る措置	2 1
5	被ばく線量の指標及び放射線防護対策	2 1
6	原子力災害に関する教育訓練	2 2

防衛省防災業務計画

第一 総則

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条の規定に基づき、防衛省が防災に関してとるべき措置を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長をいう。
- (2) 「非常本部等」とは、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部及び同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部をいう。
- (3) 「非常本部等の長」とは、災害対策基本法第25条第1項に規定する非常災害対策本部長及び同法第28条の3第1項に規定する緊急災害対策本部長をいう。
- (4) 「警戒本部長」とは、大規模地震対策特別措置法第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長をいう。
- (5) 「原子力災害対策本部」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項に規定する原子力災害対策本部をいう。
- (6) 「原子力災害対策本部長」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。
- (7) 「関係機関」とは、災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。
- (8) 「内部部局等」とは、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部並びに防衛装備庁の内部部局をいう。
- (9) 「統合幕僚監部等」とは、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。
- (10) 「部隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。
- (11) 「指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条第1項及び第2項の規定により、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。
- (12) 「大規模震災災害派遣実施部隊の長」とは、指定部隊等の長のうち大規模震災時において災害派遣を実施する者をいう。
- (13) 「防災派遣実施部隊の長」とは、大規模地震対策特別措置法第3条の規定により指

定された「東海地震」の地震防災対策強化地域において、自衛隊法第83条の2の規定により、地震防災派遣を実施する部隊の長をいう。

- (14) 「東南海・南海地震」とは、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する「東南海・南海地震」をいう。
- (15) 「南海トラフ巨大地震」とは、駿河湾から九州にかけての太平洋沖のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレート等の大陸側のプレートが接する境界において、発生する地震をいう。
- (16) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をいう。
- (17) 「原子力災害派遣実施部隊の長」とは、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定により公示された緊急事態応急対策を実施すべき区域において、関係機関が実施する緊急事態応急対策を支援するため、自衛隊法第83条の3の規定により、原子力災害派遣を実施する部隊の長をいう。
- (18) 「警戒事象」とは、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象（特定事象）には至っていないが、その可能性があるとして原子力規制庁が判断する事故・故障若しくはそれに準ずる事象又は原子力施設の立地する市町村における震度5弱以上の地震、大津波警報若しくは東海地震注意情報をいう。

3 防災業務実施の方針

防衛省の防災業務は、自衛隊法第83条に規定する災害派遣、同法第83条の2に規定する地震防災派遣及び同法第83条の3に規定する原子力災害派遣（以下「災害派遣等」という。）によって対処するものとし、次の一般方針に基づいて実施する。

(1) 災害派遣

ア 災害派遣については、平素から関係機関特に地方公共団体と密接に連絡及び協力し、災害に際しては、都道府県知事等の要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、防衛大臣又は指定部隊等の長は部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣することを原則とする。また、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

イ 救援活動の実施に当たっては、関係機関特に都道府県知事等と密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して人命救助又は財産の保護に当たるが、必要に応じて適切な予防派遣を実施し、被害の発生又は拡大の防止に努める。

ウ 災害派遣は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終わるまでを限度とする。

(2) 地震防災派遣

ア 地震防災派遣については、関係機関と密接に連絡及び協力して計画準備し、警戒本部長の要請により、防衛大臣が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施に当たっては、防衛大臣は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に地震防災対策強化地域を含む都道府県の知事

と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を發揮して関係機関の行う地震防災応急対策の支援に当たる。

ウ 地震防災派遣は、大規模地震対策特別措置法第9条第1項に規定する警戒宣言に係る大規模地震が発生したとき、又は同条第3項に規定する警戒解除宣言が発せられたときまでの間において実施するものとし、発災後は大規模震災時における災害派遣により対処する。

(3) 原子力災害派遣

ア 原子力災害派遣については、平素から関係機関と密接に連絡及び協力し、原子力本部長の要請により、防衛大臣が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施に当たっては、防衛大臣は原子力本部長と、原子力防災派遣実施部隊の長は原子力災害現地対策本部長及び関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を發揮して人命救助又は財産の保護に当たる。

ウ 原子力災害派遣は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に規定する原子力緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、実施するものとする。ただし、原子力緊急事態解除宣言前において、原子力災害対策本部長又は都道府県知事等から自衛隊の部隊等の撤収要請を受けた場合その他自衛隊による支援の必要がないと判断される場合には、防衛大臣の命令により撤収するものとする。

(4) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の連携

災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣（以下「災害派遣等」という。）において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち、いずれか2以上の自衛隊の部隊等が活動する場合には、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

(5) 地方防衛局の協力

災害の発生が予想される場合並びに災害派遣等の実施において、都道府県その他必要な関係機関との連絡調整をより円滑かつ効果的に実施するために必要な事項について、指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、地震防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長から関係する地方防衛局長に対し、協力の求めがあった場合には、関係する地方防衛局長は、当該求めに対して積極的に協力するものとする。

第二 災害に対する準備措置

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡態勢の整備

災害による被害が、被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関特に都道府県知事との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換要領の明確化など態勢の確立に努める。

また、部隊等においては、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、情報収集・連絡態勢の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保に努める。

(3) 防災関係資料の基礎調査

指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長は、災害派遣等の計画、準備及び実施を適切かつ効率的に行うため、関係区域について次に掲げる防災関係資料の基礎調査を実施する。

ア 一般地誌（山系、水系、地質、交通、通信等）

イ 災害発生状況に関する統計資料

ウ 災害発生予想に関する資料（気象、海象、地震、常習的地盤崩壊地の表層、地質その他災害の種類、発生時期及び程度の予察並びに判断に資する諸資料）

エ 災害防止施設の種類、分布、強度等

オ 関係機関の災害救援計画

2 関係機関との連絡調整

災害派遣等における救援活動及び支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から関係機関及び在日米軍と次のとおり密接に連絡調整する。

(1) 中央における連絡調整

中央においては、中央防災会議、同幹事会及び同主事会議の開催時その他必要に応じて随時、平素から災害派遣等に関して関係機関と連絡調整する。

(2) 地方における連絡調整

地方においては、都道府県防災会議の委員たる部隊等の長が主担任となって、都道府県防災会議の開催時、協同訓練実施時その他必要に応じて随時、平素から自衛隊の災害派遣等の目的、救援の程度、所在部隊の能力その他災害派遣に関して必要な事項について関係機関と連絡調整する。

3 災害派遣等に係る計画の作成

(1) 指定部隊等の長は、災害派遣の実施を迅速、適切かつ効率的に行うため、災害派遣に係る計画をあらかじめ作成する。この場合において、指定部隊等の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

(2) 統合幕僚長は、あらかじめ想定される大規模震災について、防衛大臣から示された指針に従い、自衛隊の大規模震災災害派遣に関する計画及び地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。また、原子力災害についても自衛隊の原子力災害派遣に関する計画を作成するものとする。

(3) 統合幕僚長は、(2)の自衛隊の大規模震災災害派遣及び地震防災派遣に関する計画として、防衛大臣から示された指針に従い、南海トラフ巨大地震の災害派遣に関する計画を作成するものとする。

(4) 防衛大臣は、必要があると認めるときは、(2)の計画について統合幕僚長に対し、見直しを命ずるものとする。

(5) 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、災害派遣計画をあらかじめ作成する。この場合において、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

(6) 地震防災派遣実施部隊の長は、地震防災派遣に関する計画をあらかじめ作成する。この場合において、地震防災派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

(7) 原子力災害派遣実施部隊の長は、原子力災害派遣計画をあらかじめ作成するものとする。この場合において、原子力災害派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事その他関係する機関と密接に連絡調整を行うものとする。

(8) 以上の計画作成に当たっては、政府として行うべき防災活動について定められた計画等を踏まえるとともに、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し災害対応が困難になる事象）の発生の可能性を考慮するものとし、また、指揮所訓練を含めた訓練の実施等を踏まえ、随時適切に見直し、改善していくものとする。その際、部隊等の長は、(5)から(7)までの計画の作成に当たり、地方公共団体が作成する地域防災計画との整合性を図るものとする。

4 防災に関する教育訓練

指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長は、災害派遣等が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり防災に関する教育訓練を実施する。

(1) 災害派遣等に係る計画に基づき、各部隊等の特性に応じた各種災害救助訓練を行う。

(2) 国又は地方公共団体等の主催する災害救助訓練、水防訓練、防災研究会等に積極的に参加し、相互の能力の理解に努めるとともに協同要領等に関して訓練を行う。

(3) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた防災に関する教育を行う。

5 防災関係資機材等及び施設の整備、点検

(1) 部隊等の長は、救援活動を円滑かつ効率的に実施するために必要な救助用資機材を始めとした防災関係資機材等の充実を図るとともに、地方公共団体と連携し、場外離着陸場の整備に努める。

(2) 部隊等の長は、当該部隊等に係る救助用資機材その他の防災関係資機材等の保有状況を把握し、平素から十分に整備するとともに、梅雨期、台風期その他災害多発期前には点検を実施して災害派遣等に備える。また、防災訓練等を通じ、各部隊等が保有する資機材を使用した救援活動等について、関係機関及び在日米軍と認識の共有を図る。

6 隊員の態勢

部隊等の長は、当該部隊等の隊員の非常参集態勢の整備を図り、隊員に周知するなど災害派遣等に備える。

内部部局等においても非常参集態勢の整備を図り、隊員に周知するなど災害に備える。

第三 災害時における措置

1 災害派遣等初動の準備

指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長は、災害発生が予測される場合には、直ちに要請に応じられるよう、次のとおり災害派遣等初動の準備を実施する。

(1) 災害派遣等準備態勢の強化

情報収集・連絡態勢の強化、待機勢力の指定及び増加、資機材の準備等災害派遣等

初動の準備態勢を強化する。

(2) 連絡員の派遣

都道府県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る。

2 災害に係る第1次情報等の収集等

(1) 情報の収集

ア 気象庁、他部隊等から、震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域近隣の指定部隊等の長は、速やかに、航空機等により、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

イ アの場合において、対象部隊以外の部隊等についても、必要に応じ、航空機、艦艇等により情報収集を行うものとする。

ウ ア及びイの場合において、情報収集を行う部隊等の長は、情報収集の適切かつ効率的な実施を期するため、相互に緊密な連絡を取り合うものとする。

(2) 情報の伝達

(1)に基づく情報収集により得られた情報は、次の方法により速やかに伝達するものとする。

ア 防衛省内における伝達

部隊等は、収集した情報を直ちに中央指揮所の中央監視チームに伝達する。中央監視チームは、当該情報を防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官及び内部部局等に伝達するものとする。

イ 政府部内における伝達

中央監視チームは、アにより伝達を受けた情報を総理大臣官邸危機管理センター及び内閣府に伝達する。

ウ 関係機関への伝達

部隊等は、収集した情報を、必要に応じ都道府県知事等に伝達するものとする。

(3) その他

部隊等は、必要に応じ、その他の災害に際しても情報収集を行うものとし、収集した情報は、必要に応じ(2)に準じ伝達するものとする。

その際、(2)イ中「内閣府」とあるのは、海上災害においては「海上保安庁警備救難部」に、航空災害においては「国土交通省航空局」に、鉄道災害においては「国土交通省鉄道局」に、道路災害においては「国土交通省道路局」に、原子力災害においては「原子力規制庁（ただし、原子力艦の原子力災害については内閣府、放射性同位元素に関する事故については文部科学省科学技術・学術政策局に伝達する。）」に、危険物等災害においては「消防庁、経済産業省又は厚生労働省の危険物等の取扱規制担当部局」に、大規模な火事災害及び林野火災においては「消防庁」に読み替えるものとする。

3 活動態勢の確立

各自衛隊は、収集した情報等に基づき、災害派遣活動等に必要な活動態勢を迅速に確立するものとする。また、必要に応じ、事前の申合せ等に基づいて他の関係機関の態勢確立の支援を行う。この場合、都道府県知事等からの災害派遣要請受理前においては、

関係機関に対する協力として支援を実施することとするが、関係機関との連絡調整はもちろんのこと、各自衛隊とも緊密に連携を維持するものとする。

4 通信の確保

被災地内の部隊等においては、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信を確保する。このため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設等の復旧を行うとともに、移動通信回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。

5 予報及び警報の伝達に対する協力

災害に関する予報及び警報の伝達について、気象官署、警察、消防等の関係機関から依頼があったときは、部隊等の能力に応じてできる限り協力する。

6 災害派遣の実施

(1) 要請による災害派遣

都道府県知事等から派遣の要請があった場合の災害派遣は、一般に次の要領で行う。

ア 災害派遣要請の受理の要領

要請の受理の要領は、通信連絡の便否、部隊等の災害派遣実施の担任区分等現地の実情に応じ、指定部隊等の長が要請権者と協議して取り決める。

指定部隊等の長は、災害派遣要請を文書によって受理するものとするが、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話によって受理し、事後速やかに文書を提出させるよう措置する。

イ 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、都道府県知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡するものとする。

ウ 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

エ 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、都道府県知事等、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

オ 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(2) 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に都道府県知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、都道府県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

(例)

- ・ 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

(例)

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が都道府県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により都道府県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

(例)

- ・ 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

(3) 撤収及び撤収後の措置

部隊等の撤収は、都道府県知事等から撤収の要請があった場合、又は災害派遣を命じた指定部隊等の長が派遣の必要がなくなったと認めた場合に、災害派遣を命じた指定部隊等の長が命ずるのを原則とする。ただし、災害が大規模な場合においては、都道府県知事等から撤収の要請があった場合を除いて防衛大臣が撤収を命ずるとともに、原子力災害に係わる災害派遣の場合にあっては、防衛大臣が撤収を命じる。

部隊等の撤収を命じた指定部隊等の長は、撤収後、将来の災害派遣のために必要と

思われる事項がある場合は、これを関係機関に連絡する。

緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧で自衛隊法第100条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実施することができる。

7 災害派遣時等における広報

災害派遣時等においては、被害の状況、自衛隊の活動状況その他必要な事項について、報道機関、被災者、被災地区住民等に対して広報を実施する。

8 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総

理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(1) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(2) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

9 災害派遣時等の権限

災害派遣時等の自衛官の権限行使については、自衛隊法及び災害対策基本法（原子力災害対策特別措置法において読み替えて適用される災害対策基本法を含む。）並びにこれらに基づく政令、省令及び訓令の規定による。

なお、災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項及び第65条第3項の通知については、原則として、遅くとも当該通知に係る措置をとった日の翌日中に行うものとする。

また、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条の掲示を行う場合及び同令第26条第1項の掲示を行う場合には、法令で規定する勤務官署に掲示するだけでなく、他の近傍の部隊等が所在する施設においても掲示するとともに、当該土地建物等及び工作物等の所在した市町村の長に当該掲示に係る事項を通知するものとする。

10 被災地域内の自衛隊病院等における医療活動

被災地域内の自衛隊病院等においては、患者の診察、治療等の医療活動を行うものとする。

第四 大規模災害時の措置

1 内閣、非常本部等に対する輸送協力等

(1) 大規模な災害が発生した場合、別に定める申合せに基づき、災害対策関係省庁の担当者等による調査団、非常本部等が派遣する政府調査団、及び非常本部等の現地対策本部員に指名された者等を、航空機等により輸送する。

(2) 首都直下型等大規模地震が発生した場合、別に定める申合せに基づき、内閣の初動体制の確立を支援するため、内閣総理大臣、内閣総理大臣の臨時代理となり得る閣僚、内閣官房長官及び防災担当大臣をヘリコプター等により輸送する。

(3) 南関東地域において大規模な地震が発生した場合、別に定める申合せにより、災害対策関係省庁の防災担当職員の非常参集のため、航空機等により輸送協力を行う。

また、防衛省中央指揮所に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、市ヶ谷庁舎等への立ち入り等において、可能な限りの便宜を図るものとする。

さらに、立川広域防災基地内に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、別に定める申合せに基づき、航空機等により輸送協力を行う。

(4) 大規模な災害が発生した場合、非常本部等における調整結果に基づき、人命救助その他の救援活動に要する人員・物資や広域医療搬送活動を必要とする救急患者等を、航空機により輸送する。

2 非常本部等への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等

- (1) 災害の発生に際しては、必要に応じて、別に定めるところにより、統合幕僚監部に災害対策室（室長：統合幕僚監部運用部長）又は災害対策連絡室（室長：統合幕僚監部運用部運用第2課長）を設置するものとする。
- (2) 内閣府に非常本部等が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から非常本部等に連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、大規模震災災害派遣実施部隊又はその他の指定部隊等（必要に応じ地方防衛局）から現地対策本部連絡員を派遣する。
- (3) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛省又は現地に災害対策本部を設置する。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。
- (4) 大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、統合幕僚監部等が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。

3 大規模災害時の日報

大規模な災害が発生して多数の部隊等を派遣した場合において防衛大臣から指示するときは、災害派遣状況を毎日防衛大臣に報告するものとする。

4 大規模震災についての特例

- (1) 大規模震災が発生した場合には、防衛大臣は、災害派遣の実施に関し、非常本部等の長と密接に連絡調整するものとする。
- (2) 大規模震災が発生した場合には、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を実施するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、大規模震災災害派遣実施部隊の長又は指定部隊等の長は、防衛大臣の命令を待つことなく災害派遣を実施することができる。
- (3) 大規模震災災害派遣実施部隊の長が、原則として都道府県知事等からの派遣要請を受理するものとするが、このうち他の大規模震災災害派遣実施部隊の長と共同して対処する必要があるもの等については、直ちに防衛大臣に報告するものとする。
- (4) 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を終了するものとする。

第五 東海地震における措置

1 地震防災派遣に関する計画の作成

- (1) 第二―3―(3)の南海トラフ巨大地震の災害派遣に関する計画（以下第五及び第六において「南海トラフ計画」という。）においては、東海地震に関する大規模震災災害派遣及び地震防災派遣に関する事項を含むものとする。

なお、南海トラフ計画を作成するまでは、東海地震に関する地震防災派遣及び大規模震災災害派遣は、現行の計画によるものとする。

- (2) 防災派遣実施部隊の長は、南海トラフ計画に基づき、地震防災派遣に関する事項を含む、南海トラフ巨大地震の災害派遣に関する計画を作成するものとする。

2 地震に関する情報等の収集及び伝達

- (1) 東海地震観測情報及び東海地震注意情報については、統合幕僚監部が気象庁から収集し防衛省の所要の機関へ伝達するものとする。
- (2) 地震予知情報等については、防衛省東海地震災害警戒本部の設置前においては統合幕僚監部が、当該本部の設置以後においては同本部が、大規模地震対策特別措置法第10条の規定により設置される地震災害警戒本部から収集し、防衛省の所要の機関へ伝達するものとする。

3 東海地震注意情報が発表された場合の措置

- (1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、統合幕僚監部等においては、担当職員が速やかに参集するとともに、統合幕僚監部に防衛省災害対策室（室長：統合幕僚監部運用部長）を設置し、必要な情報収集・連絡等が行える態勢を確立するものとする。また、防災派遣実施部隊の長及び南海トラフ計画により発災後の災害派遣を実施することとなる部隊等の長は、南海トラフ計画に準拠し、所要の警戒態勢をとるものとする。
- (2) 政府としての準備行動の開始の必要性が確認された場合、防災派遣部隊の長及び災害派遣実施部隊等の長は、防衛大臣の指示により、南海トラフ計画に準拠し、当該部隊等の所在地において、派遣準備を実施するものとする。
- (3) 東海地震注意情報時における政府の準備行動の一環として関係省庁の担当者が東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）へ派遣されるときは、別に定める申合せに基づき、航空機等により輸送する。

4 地震災害警戒本部の設置

大規模地震対策特別措置法第9条の規定により警戒宣言が発せられたときは、防衛省に防衛大臣を本部長とする東海地震災害警戒本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。

5 地震防災派遣の実施

- (1) 防災派遣実施部隊の長は、警戒宣言が発せられたときは、防衛大臣の命令により、南海トラフ計画に準拠し、必要な部隊等の強化地域及びその周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。
- (2) 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、南海トラフ計画に準拠し、地震防災派遣を実施するものとする。
- (3) 地震防災派遣の実施に関し、防衛大臣は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に強化地域指定都県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。
- (4) (3)に係る連絡調整を円滑に行うため、警戒本部においては、統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地警戒本部においては統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、防災派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、強化地域指定都県においては、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部員たる方面総監又はその指名する部隊等の長が、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものと

する。

(5) 警戒本部が設置されたときは、別に定める申合せに基づき、現地警戒本部員に指名された者等を、航空機等により輸送する。

(6) 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、地震防災派遣を終了するものとする。

(7) 地震防災派遣時に実施する支援活動の具体的内容は概ね次のとおりとする。

ア 避難のために必要な情報の伝達

警戒宣言が発せられたときは、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難の実施を支援するため、住民等に避難のために必要な連絡事項を伝達する。

イ 情報の収集

警戒宣言が発せられた後における関係機関の地震防災応急対策の実施状況その他警戒宣言が発せられた後の諸般の状況に関し、航空機等により必要な情報を収集する。

ウ 人員及び物資の緊急輸送

地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関が人員及び物資を緊急に輸送する必要がある場合は、航空機等により当該人員及び物資を輸送する。

エ その他

警戒本部長から要請された事項について、必要な支援活動を行う。

6 災害派遣の準備

指定部隊等の長は、注意情報が発せられたときは、防衛大臣の命令により、南海トラフ計画に準拠し、必要な部隊等の強化地域周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。

7 防災応急対策の実施

(1) 強化地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生防止又は軽減及び当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、警戒宣言が発せられたときは、南海トラフ計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて防災応急対策を実施するものとする。

ア 大規模地震対策特別措置法第7条に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての防災応急対策

イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のための必要な応急対策

ウ 警戒宣言が発せられたときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収容

(2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。

(3) 当該駐屯地等における施設等の整備に当たっては、津波からの防護及び耐震化に配慮する。

8 地震防災派遣時の権限

地震防災派遣時の自衛官の権限行使については、自衛隊法及びこれに基づく訓令の規定による。

9 地震防災に関する教育訓練

- (1) 国、地方公共団体等の主催する地震防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上を図る。
- (2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた地震防災に関する教育を行う。

第六 東南海・南海地震における措置

1 東南海・南海地震の災害派遣に関する計画の作成

- (1) 第二―3―(3)の「南海トラフ計画」においては、東南海・南海地震に関する大規模震災災害派遣に関する事項を含むものとする。
なお、南海トラフ計画を作成するまでは東南海・南海地震に関する大規模震災災害派遣は、現行の計画によるものとする。
- (2) 東南海・南海地震における大規模震災災害派遣実施部隊の長（以下「東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長」という。）は、南海トラフ計画に基づき、東南海・南海地震の災害派遣に関する事項を含む、南海トラフ巨大地震の災害派遣に関する計画を作成するものとする。この場合において、東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下第六において「推進地域」という。）指定都府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

2 東南海・南海地震災害対策本部の設置

東南海・南海地震が発生したときは、防衛省に防衛大臣を本部長とする東南海・南海地震災害対策本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については、第四―2―(3)の規定による災害対策本部の構成、運営要領等を準用する。

3 災害派遣の実施

- (1) 東南海・南海地震が発生したときは、東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は、南海トラフ計画に準拠し、直ちに災害派遣の準備を実施するものとする。
- (2) 地震発生地域の近隣の部隊等においては、南海トラフ計画に準拠し、第三―2―(1)に基づき、速やかに、地震発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行い、得られた情報については、第三―2―(2)に基づき、速やかに防衛省内、政府部内及び関係機関へ伝達するものとする。また、地震発生地域に所在する部隊等においては、速やかに推進地域指定都府県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図るものとする。
- (3) 気象庁が津波警報等を発表したときは、防衛省においては中央監視チームが内部部局等に伝達するとともに、各部隊等においては各隷下部隊及び各隊員に周知徹底するものとする。
- (4) 津波による被害が予想される地域においては、東南海・南海地震防災対策推進基本計画（平成16年3月31日中央防災会議決定）第2章第2節3(1)⑤に定めるところにより、地震発生後、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、津波警報等において津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、津波警報等の把握を徹底した上で、避難に要する時間を十分確保し、災害応急活動を行うものとする。
- (5) 東南海・南海地震が発生したときは、東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は、

防衛大臣の命令により、災害派遣を実施するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長又は指定部隊等の長は、防衛大臣の命令を待つことなく災害派遣を実施することができる。

- (6) 東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長が、原則として都府県知事等からの派遣要請を受理するものとする。
- (7) 災害派遣の実施に関し、防衛大臣は非常本部等の長と、東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は現地対策本部長及び関係機関特に推進地域指定都府県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。
- (8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、非常本部等へは統合幕僚監部等から連絡（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは統合幕僚監部等から連絡（本部事務局員）を派遣するとともに、東南海・南海地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定都府県において、当該都府県の災害対策本部が設置されたときは、当該都府県の都府県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該都府県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。
- (9) 非常本部等に対する輸送協力については、第四一1に定めるところによる。
- (10) 東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を終了するものとする。
- (11) 第四一3の規定については、東南海・南海地震における災害派遣に準用する。
- (12) 災害派遣の実施の細部については、前項までに定めるもののほか、第三一3から10までに定めるところによる。

4 東南海・南海地震に対する準備措置

- (1) 東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、平素から、推進地域指定都府県その他関係機関と連絡調整を行い、特に、東南海・南海地震発生時の連絡体制、派遣部隊等の受入態勢、災害派遣活動の具体的な内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。
- (2) 東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、救助用資機材を始めとした防災関係資機材等の充実に努めるものとする。

5 推進地域内に所在する駐屯地等における措置

- (1) 推進地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生の防止又は軽減及び当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、東南海・南海地震が発生したときは、南海トラフ計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて応急対策を実施するものとする。

ア 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条に基づき東南海・南海地震防災対策計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての応急対策

イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のための必要な応急対策

ウ 東南海・南海地震が発生したときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収用

- (2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。
- (3) 当該駐屯地等における施設等の整備に当たっては、津波からの防護及び耐震化に配慮する。

6 東南海・南海地震防災に関する教育訓練

- (1) 国、地方公共団体等の主催する防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。
- (2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた東南海・南海地震防災に関する教育を行う。

第七 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置

1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画の作成

- (1) 統合幕僚長は、第二―3―(2)の大規模震災災害派遣に関する計画の一つとして、防衛大臣から示された指針に従い、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画（以下第七において「海溝計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における大規模震災災害派遣実施部隊の長（以下「海溝地震災害派遣実施部隊の長」という。）は、海溝計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画を作成するものとする。この場合において、海溝地震災害派遣実施部隊の長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下第七において「推進地域」という。）指定道県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害対策本部の設置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、防衛省に防衛大臣を本部長とする日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害対策本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については、別に定める。

3 災害派遣の実施

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、海溝地震災害派遣実施部隊の長は、海溝計画に準拠し、直ちに災害派遣の準備を実施するものとする。
- (2) 地震発生地域の近隣の部隊等においては、海溝計画に準拠し、第三―2―(1)に基づき、速やかに、地震発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行い、得られた情報については、第三―2―(2)に基づき、速やかに防衛省内、政府部内及び関係機関へ伝達するものとする。また、地震発生地域に所在する部隊等においては、速やかに推進地域指定道県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図るものとする。
- (3) 気象庁が津波警報等を発表したときは、防衛省においては中央監視チームが内部部局等に伝達するとともに、各部隊等においては各隷下部隊及び各隊員に周知徹底するものとする。
- (4) 津波による被害が予想される地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（平成18年3月31日中央防災会議決定）第2章第2節3(1)

⑤に定めるところにより、地震発生後、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、津波警報等において津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、津波警報等の把握を徹底した上で、避難に要する時間を十分確保し、応急活動を行うものとする。

- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、海溝地震災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を実施するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、海溝地震災害派遣実施部隊の長又は指定部隊等の長は、防衛大臣の命令を待つことなく災害派遣を実施することができる。
- (6) 海溝地震災害派遣実施部隊の長が、原則として道県知事等からの派遣要請を受理するものとする。
- (7) 災害派遣の実施に関し、防衛大臣は非常本部等の長と、海溝地震災害派遣実施部隊の長は現地対策本部長及び関係機関特に推進地域指定道県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。
- (8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、非常本部等へは統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定道県において、当該道県の災害対策本部が設置されたときは、当該道県の道県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該道県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。
- (9) 非常本部等に対する輸送協力については、第四－1に定めるところによる。
- (10) 海溝地震災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を終了するものとする。
- (11) 第四－3の規定については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における災害派遣に準用する。
- (12) 災害派遣の実施の細部については、前項までに定めるもののほか、第三－3から10までに定めるところによる。

4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する準備措置

- (1) 海溝地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、平素から、推進地域指定道県その他関係機関と連絡調整を行い、特に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の連絡体制、派遣部隊等の受入態勢、災害派遣活動の具体的な内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。
- (2) 海溝地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、救助用資機材を始めとした防災関係資機材等の充実に努めるものとする。

5 推進地域内に所在する駐屯地等における措置

- (1) 推進地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生防止又は軽減、当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて応急対策を実施するものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条に基づき日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての応急対策

イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のために必要な応急対策

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収用

(2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。

(3) 当該駐屯地等における施設等の整備に当たっては、津波からの防護及び耐震化に配慮する。

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育訓練

(1) 国、地方公共団体等の主催する防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育を行う。

第八 原子力災害時の措置

1 原子力災害派遣の実施

(1) 原子力緊急事態宣言前の措置

ア 原子力規制庁から、警戒事象の発生について情報提供があったときは、防衛省内及び現地部隊と情報を共有する。また、指定部隊等の長は、住民避難等について派遣準備を実施するものとする。

イ 原子力規制庁から、特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象）の発生について情報提供があったときには、原子力災害派遣実施部隊の長は、直ちに派遣準備を実施するものとする。

(2) 原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を実施するものとする。

(3) 原子力災害派遣の実施に関し、防衛大臣は原子力災害対策本部長と、原子力災害派遣実施部隊の長は原子力災害現地対策本部長及び関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。この場合、当該都道府県の都道府県防災会議の委員たる部隊の長は、自衛隊と当該都道府県との調整の任に当たるものとする。

(4) 原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を終了するものとする。

部隊等の撤収を命じた原子力災害派遣実施部隊の長は、撤収後、将来の原子力災害派遣のために必要と思われる事項がある場合には、これを関係機関に連絡する。

緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧で自衛隊法第100条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実施することができる。

(5) 原子力災害派遣時に実施する支援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関

等の活動状況等のほか原子力災害対策本部長の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

① 緊急時モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングを支援する。

② 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行って被害の状況を把握する。

③ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

④ 行方不明者等の搜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑥ 応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑦ 人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあつては原子力規制庁から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申合せにより、速やかに空輸支援を行う。

ア 緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣

イ 国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣

ウ 緊急モニタリング要員及び機器の動員

エ 国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣

オ 現地における緊急医療活動を充実強化するため、放射線医学総合研究所緊急被ばく医療実施体制現地派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑧ 緊急時のスクリーニング及び除染

避難者及び資機材のスクリーニング並びに被ばく者及び被ばくした施設等の除染であつて、自衛隊が実施可能なものについて実施する。

⑨ その他

原子力事業者の対応状況を踏まえた上で必要がある場合には関係機関と連携し、

自衛隊の能力で対処可能なものについては、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

- (6) 原子力災害派遣中に、緊急事態応急対策の支援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に原子力災害派遣中の航空機の支援活動に支障を来さない範囲内において搭乗させることができる。

2. 原子力災害に係る部隊等の派遣

(1) 原子力災害対策本部設置前の措置

原子力災害対策本部設置前においては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。

(2) 原子力災害対策本部設置時の措置

- ① 原子力災害対策本部が設置された時点において、当該原子力災害に関し都道府県知事等の要請により災害派遣活動を実施している場合にあつては、原子力災害対策本部長と調整の上、原子力災害対策本部長から当該活動に関する原子力災害派遣の要請を受けて活動を継続するとともに、その旨都道府県知事等に連絡するものとする。
 - ② 原子力災害対策本部設置時においては、原子力災害対策本部長からの要請に基づいて、原子力災害派遣として部隊等を派遣するものとする。なお、原子力災害対策本部設置後に都道府県知事等からの災害派遣要請の打診があつた場合は、防衛省を通じ原子力災害対策本部と調整し、原子力災害対策本部長からの要請に基づく支援活動を速やかに実施するとともに、その旨を都道府県知事等に連絡するものとする。
- (3) 原子力緊急事態解除宣言前において、原子力災害対策本部長又は都道府県知事等から自衛隊の部隊等の撤収要請を受けた場合その他自衛隊による支援の必要がないと判断される場合には、防衛大臣の命令により撤収するものとする。

(4) 原子力緊急事態解除宣言時の措置

原子力緊急事態解除宣言が発せられる場合で、かつ都道府県知事等からの災害派遣要請がなされていない場合において、依然として自衛隊の活動を継続する必要があると認められる場合は、改めて都道府県知事等からの災害派遣要請を受けて活動を継続するものとする。なお、この場合において都道府県知事等からの要請がなされないときは、防衛大臣の命令を受けて速やかに撤収するものとする。

3 原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等

- (1) 原子力災害の発生に際しては、必要に応じて、第四-2-(1)の規定に準じて、統合幕僚監部に災害対策室（室長：統合幕僚監部運用部長）又は災害対策連絡室（室長：統合幕僚監部運用部運用第2課長）を設置するものとする。
- (2) 内閣府に原子力災害対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から原子力災害対策本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、現地オフサイトセンター等に原子力災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等を派遣するものとする。
- (3) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛省又は現地に原子力災害対

策本部を設置する。当該本部の構成、運営要領等については、別に定める。

4 原子力艦の原子力災害に係る措置

(1) 災害派遣の実施

原子力艦の原子力災害に際しては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

① 緊急時モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングを支援する。

② 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

③ 応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

④ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑤ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 非常本部等への職員の派遣

内閣府が設置する非常本部等の事務局の事務に協力するため、内部部局等は必要に応じ同本部に職員を派遣するものとする。

(3) 現地対策本部の設置に際しての協力

現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合に、非常本部等が行う現地対策本部の設置に際して、現地の地方防衛局は協力するほか、必要に応じ現地対策本部に職員を派遣するものとする。

(4) 現地における事故情報の連絡

現地の地方防衛局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。

(5) 損害賠償の適切な処理

内部部局及び地方防衛局は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

5 被ばく線量の指標及び放射線防護対策

(1) 被ばく線量の指標

原子力災害に関して自衛隊法第83条又は第83条の3に基づき派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業

を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする。

作業内容に応じて、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Sv（シーベルト）をあわせて上限として用いる。

(2) 作業時の放射線防護対策

(1)の作業を実施する際には、防護具の装着、線量の測定等、必要な防護対策をとるものとする。

(3) 駐屯地等の施設の放射線防護対策

駐屯地等における施設の放射線に対する必要な防護対策については、原子力災害時における活動を踏まえ、対象施設の選定を含め、検討を行うものとする。

6 原子力災害に関する教育訓練

(1) 原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第48条第1項の防災訓練その他関係機関等の主催する原子力防災訓練に参加し、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた原子力災害に関する教育を行う。